

- （環境教育等推進協議会）

第八条の二 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会（以下この条において「協議会」という）を組織することができる。

一 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 行動計画を作成しようとする都道府県又は市町村

二 当該都道府県又は市町村の教育委員会

三 学校教育及び社会教育の関係者

四 関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者

都道府県及び市町村は、前項第四号に掲げる者を決定するに当たっては、公募の方法により行うよう努めるものとする。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するとともに、行動計画の実施に關し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めるものとする。

5 主務大臣は、行動計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

（行動計画の作成等の提案）

第八条の三 次に掲げる者は、都道府県又は市町村に対して、行動計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る行動計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 学校教育及び社会教育の関係者

二 国民、民間団体等及び学識経験者で環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し関係を有するもの

前項の規定による提案を受けた都道府県又は市町村は、当該提案に基づき行動計画の作成又

第三章 環境保全のための国民の取組の促進

第三回 球場の運営と競争

第十条 教育 (職場における環境保全の意欲の増進及び環境
事業者及び国民の組織する民間の団体
(以下二の条、第二十二条の三第一項、第二項)

民、民間団体等を支援するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び是共を行うこと。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表するよう努めるものとする。この場合において、行動計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにするよう努めるものとする。

るよう、適切な配慮をするものとする。
7
國、都道府県及び市町村は、環境教育の内容
及び方法についての調査研究を行い、その結果
に応じて、これらの改善に努めるものとする。

民、民間団体等を支援するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び是共を行うこと。

- は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表するよう努めるものとする。この場合において、行動計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにするよう努めるものとする。

第三章 環境保全のための国民の取組の促進

第一節 環境保全の意欲の増進、環境教育等の推進

(学校教育等における環境教育に係る支援等)

第九条 国・都道府県及び市町村は、国民が、幼稚期からその後の発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と关心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

国は、環境と人の関わりが総合的に理解できるよう、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを促進するため、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、教育職員の研修の内容の充実、その他の環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

国は、環境教育の教材として活用するとともに、環境への負荷を低減するため、校舎、運動場等の学校施設その他の施設の整備の際に適切な配慮を促進するとともに、当該施設を活用し、教育を通じた環境保全活動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

都道府県及び市町村は、前二項に規定する国の施策に準じて、学校教育及び社会教育における環境教育の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

国は、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する施策及び前項に規定する措置に関し必要な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

国は、前項の措置を講ずるに当たっては、都道府県及び市町村に対し、第十七条の規定による情報の提供(第十一条第七項に規定する登録人材認定等事業に関する情報の提供を含む)により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、環境の保全に関する知識、経験等を有する人材等が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするものとする。

国・都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

第二節 環境保全の意欲の増進、環境教育等の支援

(事業者及び国民の組織する民間の団体)

第十一条 事業者及び国民の組織する民間の団体(以下この条、第二十一条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十三條第一項において「民間団体」という。)、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

国・都道府県及び市町村は、民間団体又は事業者であつてその雇用する者に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行ふものに対し、「民間団体」という。)、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行ふよう努めるものとする。

国・都道府県及び市町村は、民間団体又は事業者であつてその雇用する者に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行ふものに対し、「民間団体」という。)、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるため、職場において学生の就業体験その他の必要な体験の機会の提供に努めるものとする。

(環境教育等支援団体)

第十一条の二 主務大臣は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体であつて、次項に規定する事業(以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援事業」という。)に関する基準に適合すると認められるものを、その申請により環境教育等支援団体(以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援団体」という。)として指定することができる。

一 支援事業を確実に行うに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前号に定めるもののほか、支援事業を公正かつ適確に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものである。

支援団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国

第十一條 環境の保全に関する人材認定等事業の登録

環境保全の意欲の増進若し
環境取組に関する調査研究
に係るもの(を含む。)を
提供すること。

環境保全の意欲の増進若し
環境取組の手引その他の資
料を提供すること。

環境保全の意欲の増進若し
環境取組に関して、照会及び
必要な助言を行うこと。

環境保全の意欲の増進若し
環境取組に関する情報の提
供を行うに当たつて
助取組を行つて、主務大臣
へることができる。

事業の実施状況を踏まえ、
主の意欲の増進若しくは
環境保全の意欲の増進若し
の推進につき、主務大臣
へることができる。

ほか、第一項の指定の
ほか、第一項の指定の
第一項の指定を取り消す

- （第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。）は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。

前項の登録（以下この条及び第十三条から第十五条までにおいて単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 人材認定等事業の内容

三 その他主務省令で定める事項

次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。

一 第二十六条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、その登録をしなければならない。

一 基本方針に照らして適切なものであること。

二 人材認定等事業を適正かつ確実に行うに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が第四項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

登録を受けた人材認定等事業（以下「登録人材認定等事業」という。）を行ふ民間の団体等

(以下「登録民間団体等」という。)は、第一項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（以下「登録民間団体等」という。）は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。（報告、助言等）

第十二条 主務大臣は、登録民間団体等に対し、その実施する登録人材認定等事業に関し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するためには必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。（表示の制限）

第十三条 人材認定等事業を行う者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行う者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。（登録の取消し）

第十四条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- 一 登録人材認定等事業が、第十一條第四項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 二 登録民間団体等が、第十一條第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 登録民間団体等が、第十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 四 登録民間団体等が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。（主務省令への委任）

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。（都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定等のための取組に対する情報提供等）

第十六条 主務大臣は、都道府県又は市町村が環境の保全に関する人材の育成若しくは認定又は

（人材の育成又は認定等のための取組に関する情報の収集、提供等）

第十七条 主務大臣は、民間の団体等の行う環境の保全に関する人材の育成若しくは認定又は教材の開発及び提供のための取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

（人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上）

第十八条 主務大臣は、環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等の作成、提供等を行う国民、民間団体等の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

（環境保全の意欲の増進等の拠点としての機能を担う体制の整備）

第十九条 国は、国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組並びにこれらを推進する都道府県及び市町村の取組と相まって、国民、民間団体等の環境の保全のための取組を効果的に推進するため、次に掲げる拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。

一 国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に關する情報その他環境の保全に關する情報及び資料を収集し、及び提供すること。

二 環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等に係る助言を行うことその他環境の保全に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等相互間の情報交換及び交流に關し、その機会を提供することその他の便宜を供与すること。

四 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進すること。

都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域の自然的・社会的条件に応じ、国民、

民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組並びにこれらを推進する国の取組と相まって、国民、民間団体等の環境の保全のための取組を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備（次項において「拠点機能整備」という。）に努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が行う拠点機能整備について、必要な支援に努めるものとする。（体験の機会の場の認定）

第二十条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることがその重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 基本方針に照らして適切なものであること。

二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。

三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参考して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

3 第一項の認定（以下この条から第二十条の三まで、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の九及び第二十条の十において單に「認定」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名	二 体験の機会の場の名称及び所在地
三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	四 その他主務省令で定める事項
次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。	一 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうち前号に該当する者があるもの	二 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 都道府県知事は、認定をした場合においては、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。	三 都道府県知事は、認定をしようとするときには、認定の申請に係る体験の機会の場を提供する者は、認定を受けた者が、認定を受けないのに、認定を受けた者が、認定を受けた者に誤認されるおそれがない。
四 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。	四 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第一項各号に掲げる要件（第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。）に適合しないと認められる場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
五 都道府県知事は、認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」といいう。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」といいう。）は、第三項各号に掲げる事項を変更したときは、その提供を行わなくなつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（認定の有効期間）	五 都道府県知事は、認定を受けた体験の機会の場を提供する者は、認定をしようとするときには、認定の申請に係る体験の機会の場を提供する者は、認定を受けた場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
六 都道府県知事は、認定をする場合においては、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。	六 都道府県知事は、認定をする場合においては、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
七 第二十条の二 都道府県知事は、認定をする場合においては、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。（認定体験の機会の場に係る周知等）	七 第二十条の二 都道府県知事は、認定をする場合においては、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。（認定体験の機会の場に係る周知等）
八 第二十条の三 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第二十条第三項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。	八 第二十条の三 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第二十条第三項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。（認定体験の機会の場に係る周知等）

2 認定民間団体等は、当該土地又は建物の指定都市（第二十一条の五第六項において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二十二条の五第六項において「中核市」という。）又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行つた市町村（以下の条及び第二十条の九において「指定都市等」という。）の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第二十条、第十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。
2 第二十条の四 認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。
2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るために必要な助言をすることができる。
2 第二十条の五 体験の機会の場を提供する者は、当該体験の機会の場の提供に係る土地又は建物が、認定を受けないのに、認定を受けた者が、認定を受けた者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。（表示の制限）

2 第二十条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。（認定の取消し）
2 第二十条の六 第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。に適合しないと認められる場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
2 第二十条の六 第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。に適合しないと認められる場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
2 第二十条の六 第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。に適合しないと認められる場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
2 第二十条の六 第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。に適合しないと認められる場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 第二十条の七 第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条の規定により、都道府県知事の権限に属するものとされてゐる事務は、体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十一条の五第六項において「指定都市」という。）又は都道府県知事又は指定都市の長が認定を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。（省令への委任）
2 第二十条の九 国は、都道府県知事又は指定都市の長が認定を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
2 第二十一条の二 国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、国民、民間団体等その他の多様な主体の意見を求めて、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めるものとする。（政策形成への民意の反映等）
2 第二十一条の三 国及び独立行政法人等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項に規定する独立行政法人等）は、以下の条において同じ。）は、環境の保全に関する公共サービス（國民、民間団体等の環境の保全に関する取組を推進するための施設の運営又は管理、環境の保全に関する取組についての調査研究（当該取組に関する政策に係るもの）を含む。）等の国及び独立行政法人等の事務又は事業として行われる国民、民間団体等に対する環境の保全に関する政策供その他の環境の保全の推進に資する業務をいふ。以下この条において同じ。）の実施に当つては、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、当

二 第十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の刑を科する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第七項若しくは第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条又は第二十条の五の規定に違反した者

三 偽りその他不正の手段により第二十条第一項の認定を受けた者

四 第二十条の四第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第十一条から第十六条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定は、平成十六年十月一日から施行する。
- (検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十三年六月一五日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定(同条第一項中「国民、民間団体等」を「企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。)」に改める部分及び同条第七項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める部分を除く。)第二十条の改正規定、第二十条の次に九条及び節名を加える改正規定(節名を加える部分を除く。)第二十条の次に五条を加える改正規定(第二十一条の二及び第二十一条の三を加える部分を除く。)

、第二十五条の改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改後後の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

学校教育における環境教育については、新法の目的を踏まえ、この法律の施行後における学校教育における環境教育の実施状況等を勘案し、教育職員を志望する者の育成の在り方を含め、環境教育の充実のための措置について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。